

前橋市建設工事競争入札参加資格審査要領 新旧対照表

改正案	現 行																																
<p>○前橋市建設工事競争入札参加資格審査要領</p> <p>(定義) 第2条 この要領において、<u>次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</u></p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(資格審査) 第4条 令和<u>6・7</u>年度に前橋市が発注する建設工事に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格等について（令和<u>5</u>年前橋市告示第<u>670</u>号）の定めるところにより、建設工事の競争入札参加資格（以下「入札参加資格」という。）の審査を申請した者について、<u>法第27条の23の規定による経営事項審査の項目により</u>その者の入札参加を希望する工事種別ごとに、次に掲げる事項について審査をし、入札参加資格の認定を行うものとする。この場合において、入札参加資格の認定を行う工事種別について認定を受けることができるのは、申請者1者につき、7種別を限度とし、当該7種別のうち、次条の規定により等級の区分を設けるものにあつては、5種別を限度とする。</p> <p>(1)～(2) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 第1項の規定により認定を受けた者（<u>以下「有資格者」という。</u>）において、市長が必要と認めた者については、<u>指定した期間内に市長が必要と認めた書類等を提出させ資格の再確認を行うものとする。</u></p> <p><u>4 有資格者は、一度審査を受けた工事種別について、合併や事業譲渡等の場合を除き、その資格の有効期限内において再度審査を受けることはできないものとする。</u></p> <p>(等級の区分の設定) 第5条 工事種別のうち、次の表の左欄に掲げるものについては、同表の右欄に掲げる等級の区分を設けるものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>工事種別</th> <th>等級の区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土木一式工事</td> <td>A、B、C</td> </tr> <tr> <td>舗装工事</td> <td>A、B、C</td> </tr> <tr> <td>建築一式工事</td> <td>A、B、C</td> </tr> <tr> <td>電気工事</td> <td>A、B、C</td> </tr> <tr> <td>管工事</td> <td>A、B、C</td> </tr> <tr> <td>水道施設工事</td> <td>A、B</td> </tr> <tr> <td>とび・土工・コンクリート工事</td> <td>A、B</td> </tr> </tbody> </table>	工事種別	等級の区分	土木一式工事	A、B、C	舗装工事	A、B、C	建築一式工事	A、B、C	電気工事	A、B、C	管工事	A、B、C	水道施設工事	A、B	とび・土工・コンクリート工事	A、B	<p>○前橋市建設工事競争入札参加資格審査要領</p> <p>(<u>認定業者の定義</u>) 第2条 この要領における<u>認定業者は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(資格審査) 第4条 令和<u>4・5</u>年度に前橋市が発注する建設工事に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格等について（令和<u>3</u>年前橋市告示第<u>676</u>号）の定めるところにより、建設工事の競争入札参加資格（以下「入札参加資格」という。）の審査を申請した者について、その者の入札参加を希望する工事種別ごとに、次に掲げる事項について審査をし、入札参加資格の認定を行うものとする。この場合において、入札参加資格の認定を行う工事種別について認定を受けることができるのは、申請者1者につき、7種別を限度とし、当該7種別のうち、次条の規定により等級の区分を設けるものにあつては、5種別を限度とする。</p> <p>(1)～(2) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 第1項の規定により認定を受けた者において、市長が必要と認めた者については、指定した期間内に市長が必要と認めた書類等を提出させ資格の再確認を行うものとする。</p> <p>(等級の区分の設定) 第5条 工事種別のうち、次の表の左欄に掲げるものについては、同表の右欄に掲げる等級の区分を設けるものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>工事種別</th> <th>等級の区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土木一式工事</td> <td>A、B、C</td> </tr> <tr> <td>舗装工事</td> <td>A、B、C</td> </tr> <tr> <td>建築一式工事</td> <td>A、B、C</td> </tr> <tr> <td>電気工事</td> <td>A、B、C</td> </tr> <tr> <td>管工事</td> <td>A、B、C</td> </tr> <tr> <td><u>塗装工事</u></td> <td>A、B</td> </tr> <tr> <td><u>造園工事</u></td> <td>A、B</td> </tr> </tbody> </table>	工事種別	等級の区分	土木一式工事	A、B、C	舗装工事	A、B、C	建築一式工事	A、B、C	電気工事	A、B、C	管工事	A、B、C	<u>塗装工事</u>	A、B	<u>造園工事</u>	A、B
工事種別	等級の区分																																
土木一式工事	A、B、C																																
舗装工事	A、B、C																																
建築一式工事	A、B、C																																
電気工事	A、B、C																																
管工事	A、B、C																																
水道施設工事	A、B																																
とび・土工・コンクリート工事	A、B																																
工事種別	等級の区分																																
土木一式工事	A、B、C																																
舗装工事	A、B、C																																
建築一式工事	A、B、C																																
電気工事	A、B、C																																
管工事	A、B、C																																
<u>塗装工事</u>	A、B																																
<u>造園工事</u>	A、B																																

前橋市建設工事競争入札参加資格審査要領 新旧対照表

改正案	現 行	
	水道施設工事	A B
	とび・土工・コンクリート工事	A B
<p>(市内業者等に係る等級の決定)</p> <p>第6条 <u>有資格者</u>のうち、市内業者及び準市内業者については、次に掲げる事項の審査をし、前条に規定する工事種別に係る入札参加資格の認定を行ったときは、当該工事種別の等級を決定するものとする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 主観的事項</p> <p>ア 本市発注工事の工事成績等</p> <p>イ 障害者の雇用の状況</p> <p>ウ 地域貢献<u>等</u>の活動の状況</p> <p>エ 指名停止等の状況</p> <p>オ 防災活動の状況</p> <p><u>カ</u> 保有技術者の状況</p> <p><u>キ</u> インターンシップ受入れの実施の状況</p> <p><u>ク</u> <u>消防団協力事業所</u>の登録の状況</p> <p><u>ケ</u> 安全対策への取組みの状況</p> <p><u>コ</u> ワーク・ライフ・バランス等の推進状況</p> <p><u>サ</u> 若手・女性技術者の雇用状況</p> <p><u>シ</u> <u>審査基準日の直前の2年間に行った</u>再犯の防止等への取組み状況</p> <p>附 則 省略</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要領は、令和5年 月 日から施行し、令和6・7年度の競争入札に参加する者に必要な資格の審査から適用する。</u></p>	<p>(市内業者等に係る等級の決定)</p> <p>第6条 <u>第4条の規定により、入札参加資格の認定を行った者</u>のうち、市内業者及び準市内業者については、次に掲げる事項の審査をし、前条に規定する工事種別に係る入札参加資格の認定を行ったときは、当該工事種別の等級を決定するものとする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 主観的事項</p> <p>ア <u>直前5年度における</u>本市発注工事の工事成績等</p> <p>イ 障害者の雇用の状況</p> <p>ウ 地域貢献の活動の状況</p> <p>エ <u>直前5年度における</u>指名停止等の状況</p> <p>オ 防災活動の状況</p> <p><u>カ</u> <u>こども安全協力の家の委嘱の状況</u></p> <p><u>キ</u> 保有技術者の状況</p> <p><u>ク</u> インターンシップ受入れの実施の状況</p> <p><u>ケ</u> <u>消防団員</u>の登録の状況</p> <p><u>コ</u> 安全対策への取組みの状況</p> <p><u>サ</u> ワーク・ライフ・バランス等の推進状況</p> <p><u>シ</u> 若手・女性技術者の雇用状況</p> <p><u>ス</u> <u>永年勤続従業員の雇用状況</u></p> <p><u>セ</u> 再犯の防止等への取組み状況</p> <p><u>2 等級の決定は2年に1回行うものとする。</u></p> <p>附 則 省略</p>	

前橋市建設工事競争入札参加資格審査要領 新旧対照表

改正案					現行				
別表第1（第4条関係）					別表第1（第4条関係）				
資格基準					資格基準				
要件 工事種別	年間平均 完成工事高	技術 職員数	技術者の資格等	建設業の許可	要件 工事種別	年間平均 完成工事高	技術 職員数	技術者の資格等	建設業の許可
土木一式工事	2,500万円以上	1人以上	2級土木施工管理技士以上	土木工事業	<u>(注2)</u> 土木一式工事	2,500万円以上	1人以上	2級土木施工管理技士以上	土木工事業
舗装工事	1,500万円以上	1人以上	2級土木施工管理技士以上	舗装工事業	舗装工事	1,500万円以上	1人以上	2級土木施工管理技士以上	舗装工事業
建築一式工事	3,000万円以上	1人以上	2級建築士以上又は2級建築 施工管理技士以上	建築工事業	建築一式工事	3,000万円以上	1人以上	2級建築士以上又は2級建築 施工管理技士以上	建築工事業
電気工事	1,000万円以上	1人以上	2級電気工事施工管理技士以 上又は第1種電気工事士	電気工事業	電気工事	1,000万円以上	1人以上	2級電気工事施工管理技士以 上又は第1種電気工事士	電気工事業
<u>(注2) (注3)</u> 管工事	1,000万円以上	1人以上	2級管工事施工管理技士以 上、冷凍空気調和機器施工又 は配管（選択科目「建築配管 作業」）又は給排水衛生設備 配管	管工事業	<u>(注3) (注4)</u> 管工事	1,000万円以上	1人以上	2級管工事施工管理技士以 上、冷凍空気調和機器施工又 は配管（選択科目「建築配管 作業」）又は給排水衛生設備 配管	管工事業
塗装工事	700万円以上	1人以上	総合評定値通知書の「その 他」技術者以上	塗装工事業	塗装工事	700万円以上	1人以上	総合評定値通知書の「その 他」技術者以上	塗装工事業
造園工事	1,500万円以上	1人以上	2級造園施工管理技士以上	造園工事業	造園工事	1,500万円以上	1人以上	2級造園施工管理技士以上	造園工事業
<u>(注4) (注5)</u> 水道施設工事	年間平均工事高 を有している	1人以上	総合評定値通知書の「その 他」技術者以上	水道施設工事業	<u>(注5) (注6)</u> 水道施設工事	年間平均工事高 を有している	1人以上	総合評定値通知書の「その 他」技術者以上	水道施設工事業
とび・土工・コンク リート工事	年間平均工事高 を有している	1人以上	総合評定値通知書の「その 他」技術者以上	とび・土工工事業	とび・土工・コンク リート工事	年間平均工事高 を有している	1人以上	総合評定値通知書の「その 他」技術者以上	とび・土工工事業
大工工事	年間平均工事高 を有している	1人以上	総合評定値通知書の「その 他」技術者以上	大工工事業	大工工事	年間平均工事高 を有している	1人以上	総合評定値通知書の「その 他」技術者以上	大工工事業
左官工事				左官工事業	左官工事				左官工事業
石工事				石工事業	石工事				石工事業
屋根工事				屋根工事業	屋根工事				屋根工事業
タイル・れんが・ブロ ック工事				タイル・れんが・ブロ ック工事業	タイル・れんが・ブロ ック工事				タイル・れんが・ブロ ック工事業
鋼構造物工事				鋼構造物工事業	鋼構造物工事				鋼構造物工事業
鉄筋工事				鉄筋工事業	鉄筋工事				鉄筋工事業
しゅんせつ工事				しゅんせつ工事業	しゅんせつ工事				しゅんせつ工事業
板金工事				板金工事業	板金工事				板金工事業
ガラス工事				ガラス工事業	ガラス工事				ガラス工事業
防水工事				防水工事業	防水工事				防水工事業

前橋市建設工事競争入札参加資格審査要領 新旧対照表

改正案					現 行				
内装仕上工事				内装仕上工事業	内装仕上工事				内装仕上工事業
機械器具設置工事				機械器具設置工事業	機械器具設置工事				機械器具設置工事業
熱絶縁工事				熱絶縁工事業	熱絶縁工事				熱絶縁工事業
電気通信工事				電気通信工事業	電気通信工事				電気通信工事業
さく井工事				さく井工事業	さく井工事				さく井工事業
建具工事				建具工事業	建具工事				建具工事業
消防施設工事				消防施設工事業	消防施設工事				消防施設工事業
清掃施設工事				清掃施設工事業	清掃施設工事				清掃施設工事業
解体工事	年間平均工事高を有している	1人以上	総合評定値通知書の「その他」技術者以上	解体工事業	解体工事	年間平均工事高を有している	1人以上	総合評定値通知書の「その他」技術者以上 <u>及び石綿作業主任者又は特定化学物質作業主任者（平成18年3月31日以前の交付に限る）の資格を有している者</u>	解体工事業

注1 資格基準の審査は、総合評定値通知書の審査基準日を基準日として行う。

- 2 公道下の配水管工事については水道施設工事の建設業許可を有していることとし、管径350mm以下に限る。
- 3 市内業者で配水管工事等及び給水給湯設備工事を希望する者は、前橋市水道局指定給水装置工事事業者の資格を有している者に限る。
- 4 公道下の配水管工事については管径350mm超に限る。
- 5 市内業者で配水管工事等を希望する者は、前橋市水道局指定給水装置工事事業者の資格を有している者に限る。

注1 資格基準の審査は、総合評定値通知書の審査基準日を基準日として行う。

- 2 市内業者で土木一式工事を新規で希望する者は、一般土木工事及び下水道工事の実績を有している者に限る。
- 3 上水道工事については管径350mm以下に限る。
- 4 市内業者で配水管工事等及び給水給湯設備工事を希望する者は、前橋市水道局指定給水装置工事事業者の資格を有している者に限る。
- 5 上水道工事については管径350mm超に限る。
- 6 市内業者で配水管工事等を希望する者は、前橋市水道局指定給水装置工事事業者の資格を有している者に限る。

前橋市建設工事競争入札参加資格審査要領 新旧対照表

改正案				現行			
別表第2（第7条関係）				別表第2（第7条関係）			
格付基準				格付基準			
等級 工事種別	A	B	C	等級 工事種別	A	B	C
土木一式工事	1000点以上 ※	850点以上	850点未満	土木一式工事	1000点以上 ※	850点以上	850点未満
舗装工事	850点以上 ※	800点以上	800点未満	舗装工事	850点以上 ※	800点以上	800点未満
建築一式工事	900点以上 ※	750点以上	750点未満	建築一式工事	900点以上 ※	750点以上	750点未満
電気工事	900点以上	650点以上	650点未満	電気工事	900点以上	650点以上	650点未満
管工事	850点以上	700点以上	700点未満	管工事	850点以上	700点以上	700点未満
水道施設工事	750点以上	750点未満		<u>塗装工事</u>	<u>725点以上</u>	<u>725点未満</u>	
とび・土工 ・コンクリート工事	800点以上	800点未満		<u>造園工事</u>	<u>800点以上</u>	<u>800点未満</u>	
				水道施設工事	750点以上	750点未満	
				とび・土工 ・コンクリート工事	800点以上	800点未満	
注 ※印の等級への格付けは、特定建設業の許可を受けている場合に限り行うものとする。				注 ※印の等級への格付けは、特定建設業の許可を受けている場合に限り行うものとする。			

前橋市建設工事競争入札参加資格審査要領 新旧対照表

改正案		現行																																													
別表第3（第8条関係） 主観的事項の評点方法		別表第3（第8条関係） 主観的事項の評点方法																																													
項目	評点方法	項目	評点方法																																												
ア 工事成績評点 （入札参加資格の審査申請前5か年度に本市が発注した建設工事のうち、 <u>完成引渡し済んだもの</u> が対象）	<p><u>入札参加申請する工事種別毎に</u>、完成工事ごとの総合評定点（前橋市工事検査規程（平成6年前橋市訓令甲第3号）第11条の規定により作成した工事成績評定書の評定点合計の点数をいう。以下同じ。）に、当該工事の請負代金額を乗じて得た数値の合計を完成工事の請負代金額の合計で除して得た数値（小数点以下第3位を四捨五入した数値。以下「加重平均点」という。）から、次の算式により下表に掲げる係数を用いて算定した点数（小数点以下第3位を四捨五入した点数）とする。</p> <p>算式 $K \times (\text{「加重平均点」} - 65)$</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>平均請負実績金額（完成工事の請負代金額の合計を請負実績の有した年数で除して得た額）</th> <th>係数 K</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>10億円以上</td><td>5.0</td></tr> <tr><td>7億5,000万円以上10億円未満</td><td>4.6</td></tr> <tr><td>5億円以上7億5,000万円未満</td><td>4.4</td></tr> <tr><td>4億円以上5億円未満</td><td>4.2</td></tr> <tr><td>3億円以上4億円未満</td><td>4.0</td></tr> <tr><td>2億円以上3億円未満</td><td>3.8</td></tr> <tr><td>1億円以上2億円未満</td><td>3.6</td></tr> <tr><td>5,000万円以上1億円未満</td><td>3.4</td></tr> <tr><td>2,500万円以上5,000万円未満</td><td>3.2</td></tr> <tr><td>2,500万円未満</td><td>3.0</td></tr> </tbody> </table>	平均請負実績金額（完成工事の請負代金額の合計を請負実績の有した年数で除して得た額）	係数 K	10億円以上	5.0	7億5,000万円以上10億円未満	4.6	5億円以上7億5,000万円未満	4.4	4億円以上5億円未満	4.2	3億円以上4億円未満	4.0	2億円以上3億円未満	3.8	1億円以上2億円未満	3.6	5,000万円以上1億円未満	3.4	2,500万円以上5,000万円未満	3.2	2,500万円未満	3.0	ア 工事成績評点 （入札参加資格の審査申請前5年度 <u>間</u> に本市が発注した建設工事が対象）	<p>完成工事ごとの総合評定点（前橋市工事検査規程（平成6年前橋市訓令甲第3号）第11条の規定により作成した工事成績評定書の評定点合計の点数をいう。以下同じ。）に、当該工事の請負代金額を乗じて得た数値の合計を完成工事の請負代金額の合計で除して得た数値（小数点以下第3位を四捨五入した数値。以下「加重平均点」という。）から、次の算式により下表に掲げる係数を用いて算定した点数（小数点以下第3位を四捨五入した点数）とする。</p> <p>算式 $K \times (\text{「加重平均点」} - 65)$</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>平均請負実績金額（完成工事の請負代金額の合計を請負実績の有した年数で除して得た額）</th> <th>係数 K</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>10億円以上</td><td>5.0</td></tr> <tr><td>7億5,000万円以上10億円未満</td><td>4.6</td></tr> <tr><td>5億円以上7億5,000万円未満</td><td>4.4</td></tr> <tr><td>4億円以上5億円未満</td><td>4.2</td></tr> <tr><td>3億円以上4億円未満</td><td>4.0</td></tr> <tr><td>2億円以上3億円未満</td><td>3.8</td></tr> <tr><td>1億円以上2億円未満</td><td>3.6</td></tr> <tr><td>5,000万円以上1億円未満</td><td>3.4</td></tr> <tr><td>2,500万円以上5,000万円未満</td><td>3.2</td></tr> <tr><td>2,500万円未満</td><td>3.0</td></tr> </tbody> </table>	平均請負実績金額（完成工事の請負代金額の合計を請負実績の有した年数で除して得た額）	係数 K	10億円以上	5.0	7億5,000万円以上10億円未満	4.6	5億円以上7億5,000万円未満	4.4	4億円以上5億円未満	4.2	3億円以上4億円未満	4.0	2億円以上3億円未満	3.8	1億円以上2億円未満	3.6	5,000万円以上1億円未満	3.4	2,500万円以上5,000万円未満	3.2	2,500万円未満	3.0
平均請負実績金額（完成工事の請負代金額の合計を請負実績の有した年数で除して得た額）	係数 K																																														
10億円以上	5.0																																														
7億5,000万円以上10億円未満	4.6																																														
5億円以上7億5,000万円未満	4.4																																														
4億円以上5億円未満	4.2																																														
3億円以上4億円未満	4.0																																														
2億円以上3億円未満	3.8																																														
1億円以上2億円未満	3.6																																														
5,000万円以上1億円未満	3.4																																														
2,500万円以上5,000万円未満	3.2																																														
2,500万円未満	3.0																																														
平均請負実績金額（完成工事の請負代金額の合計を請負実績の有した年数で除して得た額）	係数 K																																														
10億円以上	5.0																																														
7億5,000万円以上10億円未満	4.6																																														
5億円以上7億5,000万円未満	4.4																																														
4億円以上5億円未満	4.2																																														
3億円以上4億円未満	4.0																																														
2億円以上3億円未満	3.8																																														
1億円以上2億円未満	3.6																																														
5,000万円以上1億円未満	3.4																																														
2,500万円以上5,000万円未満	3.2																																														
2,500万円未満	3.0																																														
イ 工事件数評点 （入札参加資格の審査申請前5か年度に本市が発注した建設工事のうち、 <u>完成引渡し済んだもの</u> が対象）	<p><u>入札参加申請する工事種別毎に</u>、完成工事ごとの総合評定点から、次の算式によって算定した点数の合計点とする。</p> <p>算式 $(\text{「総合評定点」} - 65) \times 0.15$</p>	イ 工事件数評点 （入札参加資格の審査申請前5年度 <u>間</u> に本市が発注した建設工事が対象）	<p>完成工事ごとの総合評定点から、次の算式によって算定した点数の合計点とする。</p> <p>算式 $(\text{「総合評定点」} - 65) \times 0.15$</p>																																												
（「ア 工事成績評点」と「イ 工事件数評点」の合計点が100点を超える場合は、100点とする。）		（「ア 工事成績評点」と「イ 工事件数評点」の合計点が100点を超える場合は、100点とする。）																																													

前橋市建設工事競争入札参加資格審査要領 新旧対照表

改正案		現 行	
ウ 優良建設業者表彰評点 (入札参加資格の審査申請前5 <u>か</u> 年度(当該年度を含む。)に建設工事を対象とし、本評点が50点を超える場合は50点とする。)	<u>入札参加申請する工事種別毎に</u> 、前橋市優良建設業者表彰要綱(平成6年4月1日伺定め)の規定により、優良建設業者として表彰を受けた建設工事1件につき10点とする。	ウ 優良建設業者表彰評点 (入札参加資格の審査申請前5年度 <u>間</u> (当該年度を含む。)に <u>本市が発注した</u> 建設工事を対象とし、本評点が50点を超える場合は50点とする。)	前橋市優良建設業者表彰要綱(平成6年4月1日伺定め)の規定により、優良建設業者として表彰を受けた建設工事1件につき10点とする。
エ 障害者雇用評点	(ア) <u>審査基準日直前の6月1日時点において</u> 、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。)に基づき障害者雇用を義務付けられている者は、その雇用する身体障害者、知的障害者及び精神障害者(以下「身体障害者等」という。)の数を、その雇用する労働者の数で除して得た割合が、障害者雇用促進法第43条第1項の障害者雇用率以上の場合は10点とする。 (イ) <u>審査基準日直前の6月1日時点において</u> 、障害者雇用促進法に基づき障害者雇用を義務付けられていない者は、身体障害者等を1名以上雇用している場合は10点とする。	エ 障害者雇用評点	(ア) 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。)に基づき障害者雇用を義務付けられている者は、その雇用する身体障害者、知的障害者及び精神障害者(以下「身体障害者等」という。)の数を、その雇用する労働者の数で除して得た割合が、障害者雇用促進法第43条第1項の障害者雇用率以上の場合は10点とする。 (イ) 障害者雇用促進法に基づき障害者雇用を義務付けられていない者は、身体障害者等を1名以上雇用している場合は10点とする。
オ 地域貢献評点 (本評点が20点を超える場合は20点とする。)	(ア) 審査基準日の前日までの2 <u>か</u> 年 <u>において</u> 、法人として、前橋市内における地域づくり推進事業等のボランティア、環境保全、地域の評価を得ている建設事業に関する文化活動を1年間に複数回行った場合は、1回活動を行う毎に5点とする。 (イ) <u>審査基準日時点において</u> 、前橋市と「ネーミングライツスポンサー企業」として契約している者は5点とする。	オ 地域貢献評点 (本評点が20点を超える場合は20点とする。)	(ア) 審査基準日の前日までの2年 <u>間</u> に、法人として、前橋市内における地域づくり推進事業等のボランティア、環境保全、地域の評価を得ている建設事業に関する文化活動を1年間に複数回行った場合は、1回活動を行う毎に5点とする。 (イ) 前橋市と「ネーミングライツスポンサー企業」として契約している者は5点とする。
カ 指名停止等状況評点	<u>審査基準日の直近直前の5か年度において</u> 、前橋市建設工事等業者指名停止措置要綱(平成6年3月29日伺定め)の規定により、指名停止、文書又は口頭注意を受けた案件ごとに次の算式によって算定した点数の合計点とする。 算 式 「指名停止件数」×「-10点」+「指名停止日数」×「-0.5点」+「文書又は口頭注意件数」×「-5点」	カ 指名停止等状況評点 <u>(入札参加資格の審査申請前5年度間に本市の規定により、指名停止、文書又は口頭注意を受けた案件が対</u>	前橋市建設工事等業者指名停止措置要綱(平成6年3月29日伺定め)の規定により、指名停止、文書又は口頭注意を受けた案件ごとに次の算式によって算定した点数の合計点とする。 算 式 「指名停止件数」×「-10点」+「指名停止日数」×「-0.5点」+「文書又は口頭注意件数」×「-5点」

前橋市建設工事競争入札参加資格審査要領 新旧対照表

改正案		現 行	
		<u>象)</u>	
キ 防災活動評点	(ア) 審査基準日の前日までの2 <u>か年</u> において、前橋市における緊急工事等の実績がある者は <u>10点</u> とする。 (イ) <u>審査基準日時点において</u> 、前橋市と「災害時における応急対策活動に関する協定」を締結している者は <u>10点</u> とする。 (ウ) <u>審査基準日時点において</u> 、前橋市防災協力事業所登録をしている者は <u>10点</u> とする。	キ 防災活動評点	(ア) 審査基準日の前日までの2年 <u>間</u> で前橋市における緊急工事等の実績がある者は <u>5点</u> とする。 (イ) 前橋市と「災害時における応急対策活動に関する協定」を締結している者 <u>又は前橋市防災協力事業所登録をしている者</u> は <u>5点</u> とする。
ク 保有技術者状況評点 (本評点が30点を超える場合は30点とする。)	法第27条の27第1項の規定により通知を受け、 <u>審査基準日時点において有効な</u> 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書のうち、入札参加を希望する工事種別ごとに係る技術職員数を次の算式によって算定した点数の合計点とする。 算 式 「一級人数」×「3点」+「講習修了人数」×「1点」+「二級人数」×「2点」+「その他人数」×「1点」	ケ 保有技術者状況評点 (本評点が30点を超える場合は30点とする。)	法第27条の27第1項の規定により通知を受けた <u>経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書のうち</u> 、入札参加を希望する工事種別ごとに係る技術職員数を次の算式によって算定した点数の合計点とする。 算 式 「一級人数」×「3点」+「講習修了人数」×「1点」+「二級人数」×「2点」+「その他人数」×「1点」
ケ インターンシップ受入れ実施評点	審査基準日の前日までの2 <u>か年</u> において、 <u>インターンシップの受入れ</u> を行った者は5点とする。	コ インターンシップ受入れ実施評点	<u>体験就業</u> を審査基準日の前日までの2年 <u>間</u> に行った者は5点とする。
ク 消防団協力事業所登録状況評点	<u>審査基準日時点において</u> 、前橋市消防団協力事業所表示証交付整理簿に登録されている場合は <u>10点</u> とする。	サ 消防団員登録状況評点 (本評点が20点を超える場合は20点とする。)	(ア) <u>前橋市消防団員名簿</u> （以下「名簿」という。）に登録されている事業主又は従業員（審査基準日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者に限る。以下「従業員」という。）がある者について、該当者が1名の場合は <u>5点</u> 、複数名の場合は <u>10点</u> とする。 (イ) 審査基準日の前日までの2年間に新たな団員登録を行った場合は <u>10点</u> とする。
サ 安全対策取り組み状況評点 (ア)及び(イ)については、高い点数を加算対象とする。)	(ア) <u>審査基準日時点において</u> 、安全対策への取り組みとして、建設業労働安全衛生マネジメントシステム（COHSMS）認定又は労働安全衛生マネジメントシステム（ISO45000シリーズ）認定を受けている場合は20点とする。 (イ) <u>審査基準日時点において</u> 、建設業労働災害防止協会に加入している場合は10点とする。	シ 安全対策取り組み状況評点 (ア)から(ウ)については、 <u>最も</u> 高い点数を加算対象とする。)	(ア) 安全対策への取り組みとして、建設業労働安全衛生マネジメントシステム（COHSMS）認定又は労働安全衛生マネジメントシステム（ <u>OH SAS18000シリーズ又はISO45000シリーズ</u> ）認定を受けている場合は20点とする。 (イ) 建設業労働災害防止協会（ <u>以下このシにおいて「建災防」という。</u> ）に加入している場合は10点とする。 (ウ) <u>建災防等が実施する技能講習又は安全衛生教育</u> を審査基準日の前日までの2年間で受講している場合は5点とする。

前橋市建設工事競争入札参加資格審査要領 新旧対照表

改正案				現 行					
<p>シ ワーク・ライフ・バランス等推進状況評点（ア）から（イ）については、最も高い点数を加点対象とし、本評点が40点を超える場合は40点とする。）</p>	<p>(ア) <u>審査基準日時点において</u>、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。）に基づく認定（えるぼし認定）を受けている場合は、下表に掲げる認定区分に応じた点数とする。</p>			<p>ス ワーク・ライフ・バランス等推進状況評点（ア）から（イ）については、最も高い点数を加点対象とし、本評点が40点を超える場合は40点とする。）</p>	<p>(ア) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。）に基づく認定（えるぼし認定）を受けている場合は、下表に掲げる認定区分に応じた点数とする。</p>				
	<p>(イ) <u>審査基準日時点において</u>、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号。以下「次世代法」という。）に基づく認定（くるみん認定）を受けている場合は、下表に掲げる認定区分に応じた点数とする。</p>				<p>(イ) 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号。以下「次世代法」という。）に基づく認定（くるみん認定）を受けている場合は、下表に掲げる認定区分に応じた点数とする。</p>				
	<p>(ウ) <u>審査基準日時点において</u>、群馬県が運営する「いきいきGカンパニー認証制度」を受けている場合は、下表に掲げる認定区分に応じた点数とする。</p>				<p>(ウ) 群馬県が運営する「いきいきGカンパニー認証制度」を受けている場合は、下表に掲げる認定区分に応じた点数とする。</p>				
	<p>(エ) <u>審査基準日時点において</u>、青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号。以下「若者雇用促進法」という。）に基づく認定（ユースエール認定）を受けている場合は、下表に掲げる点数とする。</p>				<p>(エ) 青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号。以下「若者雇用促進法」という。）に基づく認定（ユースエール認定）を受けている場合は、下表に掲げる点数とする。</p>				
	<p>(オ) 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）に沿った制度を就業規則（作成する義務のない者は独自のもの）に定め、審査基準日の前日までの2か年で活用実績のある場合は、下表に掲げる点数とする。</p>				<p>(オ) 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）に沿った制度を就業規則（作成する義務のない者は独自のもの）に定め、審査基準日の前日までの2年間で活用実績のある場合は、下表に掲げる点数とする。</p>				
	<p>(カ) <u>審査基準日時点において</u>、まえばしウエルネス企業として登録している場合は、下表に掲げる点数とする。</p>				<p>(カ) まえばしウエルネス企業として登録している場合は、下表に掲げる点数とする。</p>				
	評価項目	認定区分			点数	評価項目	認定区分		点数
	ワーク・ライフ・バランス等の推進状況	女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定企業）	行動計画※1		5点	ワーク・ライフ・バランス等の推進状況	女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定企業）	行動計画※1	5点
			1段階目※2		10点			1段階目※2	10点
			2段階目※2		15点			2段階目※2	15点
3段階目			20点	3段階目	20点				
プラチナ			25点	プラチナ	25点				
次世代法に基づく認定（ <u>トライくるみん</u> 、くるみん、プラチナくるみん認定企業）		<u>トライくるみん</u>	15点	次世代法に基づく認定（くるみん、プラチナくるみん認定企業）	くるみん		15点		
		くるみん	15点		プラチナ		20点		
		プラチナ	20点		プラチナ		20点		
いきいきGカンパニー認証制度		ベーシック	5点	いきいきGカンパニー認証制度	ベーシック		5点		
		ゴールド	10点		ゴールド		10点		
若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）		20点	若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）		20点				
育児・介護休業法に沿った制度を就業規則（作成する義務のない者は独自のもの）に定め制度を活用している		10点	育児・介護休業法に沿った制度を就業規則（作成する義務のない者は独自のもの）に定め制度を活用している		10点				
まえばしウエルネス企業登録		5点	まえばしウエルネス企業登録		5点				

前橋市建設工事競争入札参加資格審査要領 新旧対照表

改正案		現 行									
	<p>※1 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が300人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）。</p> <p>※2 労働時間等の働き方に係る基準は満たしていること。</p>		<p>※1 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が300人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）。</p> <p>※2 労働時間等の働き方に係る基準は満たしていること。</p>								
<p><u>ス</u> 若手・女性技術者雇用状況評点（本評点が20点を超える場合は20点とする。）</p>	<p>(ア) <u>審査基準日時点において</u>、に満30歳以下の技術者を1人雇用している場合は5点、複数雇用している場合は10点とする。</p> <p>(イ) <u>審査基準日時点において</u>、女性技術者を1人雇用している場合は5点、複数雇用している場合は10点とする。</p>	<p><u>セ</u> 若手・女性技術者雇用状況評点（本評点が20点を超える場合は20点とする。）</p>	<p>(ア) <u>入札参加資格審査の申請に係る必要書類を提出する日の属する年度における3月31日（随時申請の場合は、本申請を行う日の属する月の1日）</u>に満30歳以下の技術者を1人雇用している場合は5点、複数雇用している場合は10点とする。</p> <p>(イ) 女性技術者を1人雇用している場合は5点、複数雇用している場合は10点とする。</p>								
<p><u>セ</u> 再犯の防止等への取組み状況評点</p>	<p>(ア) <u>審査基準日時点において</u>、協力雇用主として前橋保護観察所に登録している者は5点とする。</p> <p>(イ) 審査基準日の前日までの2<u>か</u>年において、保護観察又は更生緊急保護の対象者を3か月以上雇用した者については5点とする。</p>	<p><u>ソ</u> 永年勤続従業員評点（本評点が10点を超える場合は10点とする。）</p>	<p><u>従業員を長く雇用し、技術の向上及び継承に努める者（前橋市永年勤続従業員表彰の受賞者）について、下表に掲げる点数の合計点とする。</u></p> <table border="1" data-bbox="1400 742 2027 885"> <thead> <tr> <th>前橋市永年勤続従業員表彰の受賞者</th> <th>点数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>10年表彰1人につき</u></td> <td><u>3点</u></td> </tr> <tr> <td><u>20年表彰1人につき</u></td> <td><u>4点</u></td> </tr> <tr> <td><u>特別表彰1人につき</u></td> <td><u>5点</u></td> </tr> </tbody> </table>	前橋市永年勤続従業員表彰の受賞者	点数	<u>10年表彰1人につき</u>	<u>3点</u>	<u>20年表彰1人につき</u>	<u>4点</u>	<u>特別表彰1人につき</u>	<u>5点</u>
前橋市永年勤続従業員表彰の受賞者	点数										
<u>10年表彰1人につき</u>	<u>3点</u>										
<u>20年表彰1人につき</u>	<u>4点</u>										
<u>特別表彰1人につき</u>	<u>5点</u>										
		<p><u>タ</u> 再犯の防止等への取組み状況評点</p>	<p>(ア) 協力雇用主として前橋保護観察所に登録している者は5点とする。</p> <p>(イ) 審査基準日の前日までの2年<u>間</u>において、保護観察又は更生緊急保護の対象者を3か月以上雇用した者については5点とする。</p>								